

平成２８年度行政事業レビューシート（厚生労働省）													
事業名		国民年金給付に必要な経費			担当部局庁		年金局			作成責任者			
事業開始年度		昭和３６年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし	担当課室		総務課			総務課長 依田 泰			
会計区分		年金特別会計国民年金勘定											
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		国民年金法第15条（第4号に限る） 国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条			関係する計画、 通知等		-						
主要政策・施策		高齢社会対策			主要経費		社会保障						
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、国民年金の給付を行う。											
事業概要 （5行程度以内。 別添可）		第1号被保険者が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、国民年金の給付を行う。											
実施方法		直接実施											
予算額・ 執行額 （単位：百万円）				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求					
		予算 の 状 況	当初予算	1,012,598	880,232	790,631	713,090	633,306					
			補正予算	-	-	-	-						
			前年度から繰越し	-	-	-	-						
			翌年度へ繰越し	-	-	-	-						
			予備費等	-	-	-	-						
		計	1,012,598	880,232	790,631	713,090	633,306						
		執行額		940,991	827,578	731,093							
執行率（％）		93%	94%	92%									
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標		成果指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
						成果実績	-	-	-	-	-	-	
						目標値	-	-	-	-	-	-	
						達成度	%	-	-	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標		定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績						
			本経費は、被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された国民年金の給付費であり、定量的な目標を設定できない。				被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された国民年金を適切に給付する。 平成25年度 給付費 9,410億円 受給者 2,336千人 平成26年度 給付費 8,276億円 受給者 2,056千人 平成27年度 給付費 7,311億円 受給者 1,793千人						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績		代替目標		代替指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
			被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された国民年金を適切に給付する。		年金受給者に対し、着実に給付する。		実績	億円	9,410	8,276	7,311	-	-
							目標値	億円	10,126	8,802	7,906	-	7,131
							達成度	%	93	94	92	-	-
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
		年金受給者に対し、着実に給付する。			活動実績	千人	2,336	2,056	1,793	-			
					当初見込み	千人	2,348	2,036	1,809	1,583			
単位当たりコスト		算出根拠				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
		本経費は、被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された国民年金の給付費であり、単位当たりコストの算出になじまない。			単位当たりコスト	-	-	-	-	-			
					計算式	-	-	-	-	-			

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	国民年金給付費		713,090	633,306	受給者数の減等による						
	計		713,090	633,306							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	IX 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること											
		施策	1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること											
		測定指標	定量的指標				単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度		
						実績値	-	-	-	-	-	-		
					目標値	-	-	-	-	-	-			
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係													
	上位施策を達成するために、年金受給者に対し、着実に給付する。 また、本経費は、被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された国民年金の給付費であり、測定指標を設定できない。													
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	-		-								
		(第一階層)	KPI (第一階層)				単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度		
						成果実績	-	-	-	-	-	-		
						目標値	-	-	-	-	-	-		
		(第二階層)	KPI (第二階層)				単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度		
			成果実績	-	-	-	-	-	-					
			目標値	-	-	-	-	-	-					
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係														
-														

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業は、法律に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与することを目的とする必要不可欠な事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を安定的かつ継続的に行うために、国の責務において実施することが必要不可欠である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	本事業の目的は、日本国憲法に規定された理念に基づくものであり、その目的を達成するために、法律に基づき、国の責務において実施すべき優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国民年金法に基づき、国民から納付された国民年金保険料に基づく年金給付であり、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	国民年金法に基づく受給者への国民年金給付であり、必要な経費に限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	代替指標の実績は目的に見合ったものになっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績はほぼ見込みどおり推移している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	当該支出は、国民年金法に基づき、被保険者、又は被保険者であった者等に対して、老齢、障害又は死亡に関する給付に充てるものであり、必要性、有効性等が認められる。		
	改善の方向性	引き続き、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めるとともに、年金受給者への給付費の支払いに支障をきたさぬように、過去の支払実績等を踏まえ、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うなどの取組を進める。		
外部有識者の所見				
点検対象外				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
現状通り	-			
備考				
1. 事業仕分け ①実施年月日・・・平成22年10月28日 ②事業番号・・・A－9 ③評価結果・・・＜枠組みのあり方(主体・区分経理)＞ 新たな制度設計の中であり方を検討 ＜資金のあり方(積立金の取扱い)＞ 新たな制度設計の中であり方を検討(年金制度の持続性や年金財政についての正直な現状分析に立って議論すべき) 2. 提言型政策仕分け ①実施年月日・・・平成23年11月23日 ②事業番号・・・B5－5 ③評価結果・・・現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。制度を長続きさせるための取組について理解を求めるためにも、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。 ④対応状況・・・特例水準については、平成25年度～平成27年度において解消された。				

関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	736	平成24年度	646
平成25年度	796	平成26年度	798	平成27年度	809

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

(国民年金法等に基づく、老齢、障害又は死亡に関して必要な給付の支払)

731,093百万円(平成27年度執行額)

A. 年金受給者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A. 年金受給者			B.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	国民年金 給付費	被保険者が老齢となって所得の減少等により生活の安定が損なわれることを防止することを目的として、原則65歳以降支給（老齢年金）	731,093			
		疾病や負傷により障害となり、日常生活に制限を受けるような状態になった場合に、障害の程度に応じて支給（障害年金）				
		老齢基礎年金又は老齢年金の上乗せ給付として支給（付加年金）				
		老齢基礎年金又は老齢年金の受給資格を満たす夫が亡くなった場合、亡くなった夫に生計を維持されていた妻に支給（寡婦年金）				
		亡くなった被保険者の遺族に支給する死亡一時金等の支払い				
	計		731,093	計		0

支出先上位10者リスト

A.								
	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策（支出額10億円以上）
1	年金受給者	-	老齢・障害又は死亡に関して必要な給付の支払	731,093	-	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策（契約額10億円以上）
1		-	-	-	-	-	-	-	-